

## 5 佐藤和嘉議員

- 1 防犯街路灯のLED（発光ダイオード）化について
- 2 町有財産の有効活用について



### 1 防犯街路灯のLED（発光ダイオード）化について

志政クラブを代表し、2点の一般質問を行います。

昨年暮れ、新聞等で白熱電球や蛍光灯が2020年をめどに実質製造禁止になるという報道がありました。このことについては、一部メディアの行き違いということで、日本照明工業会は2020年に白熱電球や蛍光灯が姿を消すことはない、その報道内容を否定しました。とは言いながら国の政策として、エネルギー消費効率の良い環境にやさしいLEDの普及促進をめざすことは明らかであり、そう遠くない将来白熱灯などは製造されなくなるのではないのでしょうか。

防犯街路灯は現在、各町内会・自治会が町の補助を受けながら維持管理していますが、その負担は年々重くなってきております。その大きな要因は、組織率の低下であります。人口減に加え、高齢社会や少子化による核家族化により地域社会における連帯感の薄れや社会的なモラルが低くなってきたからと思われま

す。いずれの町内会も、会費の増額が厳しい今の財政状況からしてここ数年でLEDへの切り替えを従来どおりすることは、町内会等を維持発展させる生命線ともいえる各種の事業活動の縮小や中止を考えなければなりません。

本来、防犯街路灯の設置及び維持管理については行政が担うべきものと私は考えております。そこで伺いますが、

1. 先般町内の各町内会・自治会に対し「今後のLED灯切り替え予定に関する調査」を実施していますが、町内における現在の防犯街路灯の数は何灯で、うちLED灯への切り替え数と達成率は。
2. 町としては、全町的なLED灯への切り替えを何年計画で進めようとしているのか。
3. 現状の補助率でLED灯への切り替えを各町内会等で進めるに当たっては、その財源を捻出することが、町づくりの基本ともいえる町内会等の存続すら危うくすることにもなりかねません。全町分のLED灯への切り替えを全額町負担で実施すべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、町内の防犯街路灯は何灯で、うち、LED灯への切り替え数と達成率についてであります。

防犯街路灯のLED化については、蛍光灯や白熱灯などに比べ、消費電力が少なく耐久性に優れることから、温室効果ガス排出削減と維持管理費減少の2つの方策をともに実行できるものとして期待されております。

今のところ、いつまで白熱灯や蛍光灯の製造が行われ、使用できるのかは、明確にはなっておりませんが、町を含めた様々な機関において、LED灯の電気料の抑制効果などの優位性や設置に対する補助制度を周知してきたこともあり、最近の防犯街路灯設置に対する補助事業の実績では、ほぼLED灯への切り替えとなっている状況であります。

特に、昨年度は238灯、本年度は、12月6日現在で、既に123灯のLED灯が設置されており、順調にLED化が進められているものと考えております。

ご質問の、現在の町内の防犯街路灯の状況については、12月6日現在で、町内会自治会が設置する防犯街路灯、約1,830灯のうち、490灯がLED灯となっており、その達成率は、平成26年3月末で約3%であったものが、現在は約27%と大幅に上昇しております。

2 項めは、町として、全町的なLED化への切り替えを何年計画で進めようとしているのかについてであります。

防犯街路灯のLED化の動きは、今後、加速されることが予想され、所有する全ての防犯街路灯が、LED灯となっている町内会自治会も出てきているところであります。

町としては、補助制度はあるものの、当初設置費が白熱灯、蛍光灯に比べ高額であることから、一斉に更新時期を迎えることがないように、町内会自治会に今後の計画的な切り替えを、お願いしているところであります。

したがいまして、防犯街路灯のLED化の町の計画については、整備時期が偏ることのないよう今年度から平成35年度までの8年間で、白熱灯、蛍光灯、水銀灯を合わせた1,200灯のうち、その8割にあたる約1,000灯のLED灯への切り替えを計画目標として、各団体の意向を把握しながら、順次、補助事業を実施することを予定しているところであります。

3 項めは、LED灯への切替えを全額町負担で実施すべきについてであります。防犯街路灯の設置補助につきましては、電気料金の値上げなどによる町内会自治会の負担を軽減するため、LED化を推進することを主な目的として、平成27年4月から、白熱灯・蛍光灯などを設置する場合の補助率3分の2、上限額3万円を、LED灯設置の場合は、補助率を4分の3、上限額を3万5千円に引き上げたところであります。

さきほども述べましたとおり、この2年間において、LED化が順調に進んできている中で全額町負担については、既に設置を終了した町内会自治会との均衡を欠き、不公平感が生じかねないとも考えられることから、今後の目標値の進捗状況や推移を見極めた中で、将来の課題として、慎重に検討すべき事項であると考えております。

## < 再 質 問 >

LEDへの切り替えの計画年数について、整備時期が偏ることのないよう、今年度を含め8年間で切り替えてない蛍光灯などの8割に当たる約1,000灯の切り替えの計画目標にするとのことでもありますけれども、えー4年後の東京オリンピックをひかえ、国の政策として、LEDの普及促進を強めるのではないのでしょうか。

同時に、白熱灯や蛍光灯などは製造されなくなるのではないのでしょうか。

ということは、8年間の計画は長すぎで、せいぜい5年間程度と思いますが、いかがでしょうか。

次に、防犯街路灯のLEDへの切り替えを全額町負担にということについては、将来の課題として慎重に検討するとのことでもありますけれども、切り替えが遅れる町内会等は、対象範囲が広いがゆえに、防犯街路灯の数が多く、財政力も豊かでないところと思われます。補助率を上げて2年しかたっていないこと、切り替えの済んだ団体との均衡を欠くことなど、更には受益者負担の原則も理解しますが、町内会等の健全性を維持させるために、全額町負担を含めた補助率の引き上げを再検討できませんか。

私が危惧するのは、防犯街路灯のLEDへの切り替えに伴う負担が町内会等を弱体化し、分裂、衰退、あげくは消滅につながる引き金になりかねないからであります。

**【答 弁】**

**町 長：**

1 項めは、防犯街路灯のLEDへの切り替えの計画年数8年間は長すぎで、5年程度と思うがについてであります。

防犯街路灯のLED化の町の計画期間の8年については、防犯街路灯の耐用年数も念頭に短期間の計画とした場合、電灯量節減にはつながるものの整備時期が偏ることによって、町内会自治会の負担が集中することを考慮したものであります。

現在のところ、国においては、ただちに白熱電球や蛍光灯の製造を禁止するものではないとしていることから、白熱灯、蛍光灯、水銀灯からの切り替えが、一定の割合でできるだけ着実に進められるよう8年間で、約1,000灯をLED灯とすることを計画の目標値として定めたものであります。

2 項めは、防犯街路灯のLEDへの切替えに対する全額町負担を含めた補助率の引き上げの再検討についてであります。

LED灯への切り替えについては、町内会自治会の負担軽減のため、平成27年度に補助率等を引き上げた結果、この2年間において、多くの町内会自治会がLED灯の整備に取り組んでいただいております。

こうした中、ただちに全額町負担や補助率の引き上げを行うことは、LED灯に切り替えた町内会自治会と均衡を欠き、不公平感が生じかねないものと考えております。

したがいまして、防犯街路灯のLED化の補助については、今後のLED化の町の計画の進捗状況や、各町内会自治会の意向、活動状況なども踏まえ、公平性に配慮しながら、検討すべき事項と考えております。

## 2 町有財産の有効活用について

町有財産の中で、特に遊休資産となっている公営住宅跡地についてであります。

当町は、民間借家を含めた持ち家の比率は、道内の中では極めて低く固定資産税に直接影響を及ぼしていますが、これは、昭和29年の岩内大火という負の遺産を引きずっているからで、やむを得ないことでもあります。

近年、賃金の上昇が期待できない状況の中にあります。反面、住宅資金等の融資関係では借り手市場となっており、若い人達の持ち家願望による需要は少ないと思っています。

そこで伺いますが、

1. 公営住宅跡地のある野東・宮園・栄などで、その多くが遊休地になっていますが、それぞれにおいて具体的な計画はありますか。
2. 過去に、住宅政策としての基盤整備の遅れが隣町への大きな住民移住を招いた苦い経験があります。地域経済の活性化や税財源の確保のためにも当該跡地をインフラ整備した上で、求めやすい低廉で良好な住宅地に開発供給し、持ち家の促進を図っては如何でしょうか。
3. 当該跡地の一部について、移住者向けに優遇税制の導入を含め思い切った低廉な住宅地として提供することにより、人口増の一助にすべきと考えますが町長の見解をお伺いします。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、公営住宅跡地のそれぞれの具体的な活用計画はあるのかについてであります。

本町では、昭和29年に発生した岩内大火の影響により、その後に建設した公営住宅が多く、老朽化が進む中、岩内町公営住宅等長寿命化計画に基づいて、公営住宅の建替や人口減少などによる集約化により、一団の規模の公営住宅跡地が遊休地となっております。

現在、町が所有する主な公営住宅跡地の遊休地については、大浜地区で3千346平方メートル、栄地区で5千294平方メートル、相生地区で4千223平方メートル、宮園地区で1万3千683平方メートル、野東地区で2千76平方メートルが一団となっております。

これら公営住宅跡地における町の具体的な計画は現時点ではありませんが、市街地や各産業の動向、宅地需要、移住者の推移など、町の発展を考え、将来に向けた土地の有効活用を推進するため、本年10月に岩内町普通財産売却基本方針を策定し、現在、旧役場庁舎跡地の売却手続きが進捗中であります。

今後につきましては、各公営住宅跡地の立地条件や敷地面積などを考慮しながら、地域バランスや住宅需要などの住民ニーズも踏まえた中で、遊休地の効果的な活用に向け取り組んでまいりたいと考えております。

2 項めの公営住宅跡地をインフラ整備した上で、求めやすい低廉で良好な住宅地に開発供給し、持ち家の促進を図ってはいかがかと3 項めの公営住宅跡地の一部について、移住者向けに優遇税制を導入し、低廉な住宅地として提供することにより人口増の一助にすべきではについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

本年3月に策定した岩内町総合戦略では、地域の雇用や子育て、移住などについて、地域の実情に応じた目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめ、若者や移住者向けの住環境等の充実や、子育て支援の充実を図ることとしております。

こうした方向性のもと、移住定住・子育て支援事業において、移住者や子育て世帯定住者に対しての経済的な支援として、引っ越し費用や家賃、住宅購入費等の助成制度の創設のほか、移住定住を目的に家屋を取得した転入者への固定資産税の軽減など、各課にまたがる施策が考えられていることから、役場内の担当課長レベルでその具体化と財源確保について検討を進めているところであります。

特に、町有地の宅地分譲による土地売却については、取付道路や上水道などのインフラ整備に伴う費用が必要となるものの、補助費などの直接的な支出は伴わず、固定資産税や使用料の収入増が見込まれるため、町の移住定住施策の中では財政的な負担が少ないうえ、希望者には効果的な施策であると考えております。

こうしたことから、移住定住施策については、地方創生において重要であると認識しており、今後は集中した予算措置についても検討しなければならないものと考えております。